

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 参照条文

○ 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和五年五月三十一日法律第三十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中気象業務法第十四条の二の改正規定及び第二条の規定並びに附則第六条の規定は、公布の日から施行する。